

# 福岡県公報

平成20年2月29日  
第2791号

## 目次

### 告示(第313号—第329号)

|                            |            |       |    |
|----------------------------|------------|-------|----|
| 県営土地改良事業の工事の完了             | (農地計画課)    | ..... | 1  |
| 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知     | (治山課)      | ..... | 1  |
| 解除予定保安林の所在場所等              | (治山課)      | ..... | 2  |
| 車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づく道路の指定 | (道路維持課)    | ..... | 2  |
| 土地改良区の役員の就任                | (農地計画課)    | ..... | 3  |
| 都市計画の変更                    | (都市計画課)    | ..... | 3  |
| 公共測量の実施                    | (土木管理課)    | ..... | 3  |
| 公共測量の終了                    | (土木管理課)    | ..... | 3  |
| 特定計量器の定期検査の実施              | (計量検定所)    | ..... | 4  |
| 特定計量器の定期検査の実施              | (計量検定所)    | ..... | 5  |
| 特定計量器の定期検査の実施              | (計量検定所)    | ..... | 6  |
| 特定計量器の定期検査の実施              | (計量検定所)    | ..... | 7  |
| 農業振興地域の区域の変更               | (農業振興課)    | ..... | 8  |
| 農業振興地域の区域の変更               | (農業振興課)    | ..... | 10 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請           | (生活文化課)    | ..... | 12 |
| 土地改良区の役員の退任                | (農地計画課)    | ..... | 12 |
| 開発行為に関する工事の完了              | (都市計画課)    | ..... | 12 |
| <b>公 告</b>                 |            |       |    |
| 一般競争入札の実施                  | (県民情報広報課)  | ..... | 12 |
| 落札者等の公示                    | (総務事務センター) | ..... | 14 |

|   |         |       |    |
|---|---------|-------|----|
| 環境影響評価書の縦覧                                      | (都市計画課) | ..... | 16 |
| 建築基準法に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 | (建築指導課) | ..... | 17 |
| 私道の廃止及び変更の承認                                    | (建築指導課) | ..... | 17 |
| 建築基準法に基づく道路の位置の指定                               | (建築指導課) | ..... | 17 |
| 建設業の営業の一部停止                                     | (建築指導課) | ..... | 20 |
| 建設業の許可の取消し                                      | (建築指導課) | ..... | 21 |

## 告 示

### 福岡県告示第313号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

| 県営土地改良事業の名称          | 工事を完了した時期  |
|----------------------|------------|
| 区画整理事業(樹田落合地区樹田換地区)  | 平成18年3月20日 |
| 区画整理事業(樹田落合地区落合下換地区) | 平成18年3月20日 |
| 区画整理事業(樹田落合地区落合上換地区) | 平成18年3月20日 |
| 区画整理事業(樹田落合地区駒啼換地区)  | 平成18年3月20日 |

### 福岡県告示第314号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除予定保安林の所在場所  
朝倉市杷木赤谷字浦川内1479の10、1481の2、1481の3、1482の11、1482の14、1483の11、1483の12、1508の2、1509の2、1528の2、1529の2、1530の2

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

福岡県告示第315号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所  
前原市大字川原字山神991の2・991の5・991の13・991の14・991の65・991の66（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、991の70

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第316号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定する道路の路線名、区間等

| 土木事務所名 | 路線名       | 区間  |
|--------|-----------|---|
| 行橋     | 一般国道 496号 | 行橋市門樋町2553番地1先から<br>同市泉中央4丁目885番1先まで      |
| 北九州    | 県道 直方屋線   | 中間市大字垣生1985番1先から<br>遠賀郡遠賀町大字島津3168番6先まで   |
| 行橋     | 県道 行橋田線   | 行橋市門樋町2524番先から<br>同市門樋町2553番1先まで          |
| 行橋     | 県道 椎田山線   | 京都郡みやこ町徳永1823番1先から<br>同郡同町勝山大久保2189番5先まで  |
| 直方北九州  | 県道 宮遠賀線   | 鞍手郡鞍手町大字室木792番1先から<br>遠賀郡遠賀町大字今古賀509番1先まで |
| 北九州    | 県道 北九州屋線  | 遠賀郡遠賀町大字島津3168番6先から<br>同郡芦屋町大字芦屋44番1先まで   |
| 豊前     | 県道 中津前線   | 築上郡吉富町大字広津160番1先から<br>豊前市大字八屋2227番6先まで    |
| 北九州    | 県道 新延間線   | 中間市大字垣生1310番先から<br>同市大字垣生1985番1先まで        |
| 直方     | 県道 直方手線   | 直方市大字知古764番1先から<br>同市大字上新入1766番15先まで      |
| 北九州    | 県道 岡垣賀線   | 遠賀郡遠賀町大字今古賀509番1先から<br>同郡同町旧停2丁目1443番5先まで |
| 北九州    | 県道 浜口賀線   | 遠賀郡芦屋町大字芦屋44番1先から<br>同郡遠賀町大字今古賀509番1先まで   |
| 久留米    | 県道 安武本寺線  | 久留米市津福今町287番1先から<br>同市津福今町162番1先まで        |

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する

施設等に入入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成20年4月1日

福岡県告示第317号

耳納山麓土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

就任理事

| 氏 名    | 住 所                        |
|--------|----------------------------|
| 梶原 利 則 | 久留米市中央町13番地22 ネオハイツ久留米801号 |

福岡県告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

大川都市計画道路を変更（大川都市計画道路1・4・1号大牟田大川線の変更）

福岡県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

| 実 施 地 域  | 実 施 期 間                      |
|----------|------------------------------|
| 北九州市小倉北区 | 平成20年2月18日から<br>平成20年3月30日まで |

福岡県告示第320号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実 施 地 域  | 終 了 年 月 日   |
|----------|-------------|
| 北九州市小倉北区 | 平成19年10月10日 |

## 福岡県告示第321号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分                               | 検査年月日    | 検査時間                       | 検査会場          | 検査区域 |
|------------------------------------|----------|----------------------------|---------------|------|
| (ア) 非自動はかり(イ)に掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査 | 20年4月4日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 矢部村民体育館       | 矢部村  |
|                                    | 20年4月7日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 黒木町民体育館       | 黒木町  |
|                                    | 20年4月8日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 黒木町民体育館       |      |
|                                    | 20年4月9日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 立花町体育館        | 立花町  |
|                                    | 20年4月10日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 道の駅たちばな夢実館そろり |      |
|                                    | 20年4月11日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 立花町体育館        |      |
|                                    | 20年4月14日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 星野村行政福祉センター   | 星野村  |
|                                    | 20年4月15日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 広川町民研修センター    | 広川町  |
|                                    | 20年4月16日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 八女市農業活性化センター  | 八女市  |
|                                    | 20年4月17日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 八女市町村会館       |      |

|  |   |                                       |                   |
|--|---|---------------------------------------|-------------------|
| 20年4月18日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00                | 八女市町村会館                               | 筑後市               |
| 20年4月21日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00                | 八女市町村会館                               |                   |
| 20年4月22日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00                | サザンクス筑後                               |                   |
| 20年4月23日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00                | 筑後市勤労者家庭支援施設                          |                   |
| 20年4月24日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00                | 筑後市勤労者家庭支援施設                          |                   |
| 20年4月25日から<br>20年6月24日まで                 | 左欄の間に行う検査については、八女郡内各町、八女市及び筑後市と協議の上、指示する。 |                                       |                   |
| (イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査 | 20年4月25日から<br>20年6月24日まで                  | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | 八女郡<br>八女市<br>筑後市 |

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分                                 | 検査年月日                    | 検査時間 | 検査会場                                  | 検査区域              |
|--------------------------------------|--------------------------|------|---------------------------------------|-------------------|
| 特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 20年4月25日から<br>20年7月24日まで |      | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | 八女郡<br>八女市<br>筑後市 |

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分              | 検査年月日                    | 検査時間                                  | 検査会場 | 検査区域              |
|-------------------|--------------------------|---------------------------------------|------|-------------------|
| 非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 20年4月25日から<br>20年6月24日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 |      | 八女郡<br>八女市<br>筑後市 |

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分                                 | 検査年月日                    | 検査時間                                  | 検査会場 | 検査区域              |
|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|------|-------------------|
| 特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 20年4月25日から<br>20年7月24日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 |      | 八女郡<br>八女市<br>筑後市 |

福岡県告示第322号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分                         | 検査年月日   | 検査時間                       | 検査会場  | 検査区域 |
|------------------------------|---------|----------------------------|-------|------|
| (ア) 非自動はかり(イ)に掲げるものを除く)、分銅及び | 20年4月8日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 二丈町役場 | 二丈町  |
|                              | 20年4月9日 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 二丈町役場 |      |

おもりの検査

|  |                                       |                                       |            |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|------------|
| 20年4月10日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 二丈町立福吉公民館                             | 志摩町        |
| 20年4月11日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 二丈町立福吉公民館                             |            |
| 20年4月15日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 志摩町立桜野公民館                             |            |
| 20年4月16日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 志摩町立引津公民館                             |            |
| 20年4月17日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 志摩町農業者健康管理センター                        | 前原市        |
| 20年4月22日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 伊都文化会館                                |            |
| 20年4月23日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 伊都文化会館                                |            |
| 20年4月24日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 伊都文化会館                                | 糸島郡<br>前原市 |
| 20年4月25日から<br>20年6月24日まで                 | 左欄の間に行う検査については、糸島郡内各町及び前原市と協議の上、指示する。 |                                       |            |
| (イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査 | 20年4月25日から<br>20年6月24日まで              | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 | 糸島郡<br>前原市 |

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分                                 | 検査年月日                    | 検査時間                                  | 検査会場 | 検査区域       |
|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|------|------------|
| 特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 20年4月25日から<br>20年7月24日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 |      | 糸島郡<br>前原市 |

## 2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

## (1) 実施機関

福岡県計量検定所

## (2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で開催する検査

| 検査区分              | 検査年月日                    | 検査時間                                  | 検査会場 | 検査区域       |
|-------------------|--------------------------|---------------------------------------|------|------------|
| 非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 20年4月25日から<br>20年6月24日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 |      | 糸島郡<br>前原市 |

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で開催する検査

| 検査区分                                 | 検査年月日                    | 検査時間                                  | 検査会場 | 検査区域       |
|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|------|------------|
| 特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 20年4月25日から<br>20年7月24日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 |      | 糸島郡<br>前原市 |

福岡県告示第323号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

## (1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

## (2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で開催する検査

| 検査区分                                     | 検査年月日  | 検査時間                                  | 検査会場                                | 検査区域                                |
|--|--|---------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| (ア) 非自動はかり（イに掲げるものを除く）、分銅及びおもりの検査        | 20年5月8日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 那珂川町中央公民館                           | 那珂川町                                |
|  | 20年5月9日  | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 那珂川町東地区公民館                          |                                     |
|  | 20年5月13日   | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 春日市商工会館                             | 春日市                                 |
|  | 20年5月14日   | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 春日市商工会館                             |                                     |
|  | 20年5月15日   | 10:00~12:00                           | 大野城市北コミュニティセンター                     | 大野城市                                |
|  |  | 13:30~15:30                           | 大野城市南コミュニティセンター                     |                                     |
|  | 20年5月16日   | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 大野城市中央コミュニティセンター                    | 筑紫野市                                |
|  | 20年5月19日   | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 筑紫野市商工会館                            |                                     |
|  | 20年5月20日   | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 筑紫野市商工会館                            | 太宰府市                                |
|  | 20年5月21日   | 10:00~12:00                           | 太宰府市役所                              |                                     |
|  |  | 13:00~15:00                           | 太宰府市馬場公民館                           |                                     |
| 20年5月22日                                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00                         | 太宰府市役所                                | 那珂川町<br>春日市<br>大野城市<br>筑紫野市<br>太宰府市 |                                     |
| 20年5月23日から<br>20年7月22日まで                 | 左欄の間に行う検査については、那珂川町、春日市、大野城市、筑紫野市及び太宰府市と協議の上、指示する。 |                                       |                                     |                                     |
| (イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査 | 20年5月23日から<br>20年7月22日まで                           | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 |                                     | 那珂川町<br>春日市<br>大野城市<br>筑紫野市<br>太宰府市 |

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分                                 | 検査年月日                    | 検査時間                                  | 検査会場 | 検査区域                                |
|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|------|-------------------------------------|
| 特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 20年5月23日から<br>20年8月22日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 |      | 那珂川町<br>春日市<br>大野城市<br>筑紫野市<br>太宰府市 |

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分              | 検査年月日                    | 検査時間                                  | 検査会場 | 検査区域                                |
|-------------------|--------------------------|---------------------------------------|------|-------------------------------------|
| 非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 20年5月23日から<br>20年7月22日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 |      | 那珂川町<br>春日市<br>大野城市<br>筑紫野市<br>太宰府市 |

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分                                 | 検査年月日                    | 検査時間                                  | 検査会場 | 検査区域                                |
|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|------|-------------------------------------|
| 特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 20年5月23日から<br>20年8月22日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 |      | 那珂川町<br>春日市<br>大野城市<br>筑紫野市<br>太宰府市 |

福岡県告示第324号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器

の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分                               | 検査年月日                      | 検査時間                       | 検査会場       | 検査区域 |     |
|------------------------------------|----------------------------|----------------------------|------------|------|-----|
| (ア) 非自動はかり(イ)に掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査 | 20年6月2日                    | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 吉富町体育館     | 吉富町  |     |
|                                    | 20年6月3日                    | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 道の駅「しんよしみ」 | 上毛町  |     |
|                                    | 20年6月4日                    | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 上毛町役場大平支所  |      |     |
|                                    | 20年6月5日                    | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 上毛町役場大平支所  |      |     |
|                                    | 20年6月10日                   | 10:00~12:00<br>13:30~15:30 | 上城井公民館     | 築上町  |     |
|                                    |                            |                            | 築上町中央公民館   |      |     |
|                                    | 20年6月11日                   | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 築上町中央公民館   |      |     |
|                                    | 20年6月12日                   | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 築上町築城公民館   |      |     |
|                                    | 20年6月16日                   | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 豊前市角田公民館   |      | 豊前市 |
|                                    |                            |                            | 豊前市合河公民館   |      |     |
|                                    | 20年6月17日                   | 10:00~12:00<br>13:30~15:30 | 豊築漁業協同組合   |      |     |
|                                    |                            |                            | 豊前市三毛門公民館  |      |     |
| 20年6月18日                           | 10:00~12:00<br>13:00~15:00 | 豊前市役所                      |            |      |     |

|  |                          |                                       |       |            |
|--|--------------------------|---------------------------------------|-------|------------|
|  | 20年6月19日                 | 10:00~12:00<br>13:00~15:00            | 豊前市役所 |            |
|  | 20年6月20日から<br>20年8月19日まで | 左欄の間に行う検査については、築上郡内各町及び豊前市と協議の上、指示する。 |       | 築上郡<br>豊前市 |
| (イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査 | 20年6月20日から<br>20年8月19日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 |       | 築上郡<br>豊前市 |

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分                                 | 検査年月日                    | 検査時間                                  | 検査会場 | 検査区域       |
|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|------|------------|
| 特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 20年6月20日から<br>20年9月19日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 |      | 築上郡<br>豊前市 |

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

| 検査区分              | 検査年月日                    | 検査時間                                  | 検査会場 | 検査区域       |
|-------------------|--------------------------|---------------------------------------|------|------------|
| 非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 20年6月20日から<br>20年8月19日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 |      | 築上郡<br>豊前市 |

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

| 検査区分                                 | 検査年月日                    | 検査時間                                  | 検査会場 | 検査区域       |
|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|------|------------|
| 特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査 | 20年6月20日から<br>20年9月19日まで | 左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。 |      | 築上郡<br>豊前市 |

福岡県告示第325号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、柳川農業振興地域の区域（昭和45年12月福岡県告示第1143号）、三橋農業振興地域の区域（昭和49年6月福岡県告示第885号）及び大和農業振興地域の区域（昭和48年12月福岡県告示第1396号の6）を変更（統合）し、次のように柳川農業振興地域とするので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農政部農業振興課及び福岡県筑後農林事務所農政課に備え置いて縦覧に供する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 農業振興地域名

柳川地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域



# 柳川農業振興地域の区域を表示した図面

(柳川市)

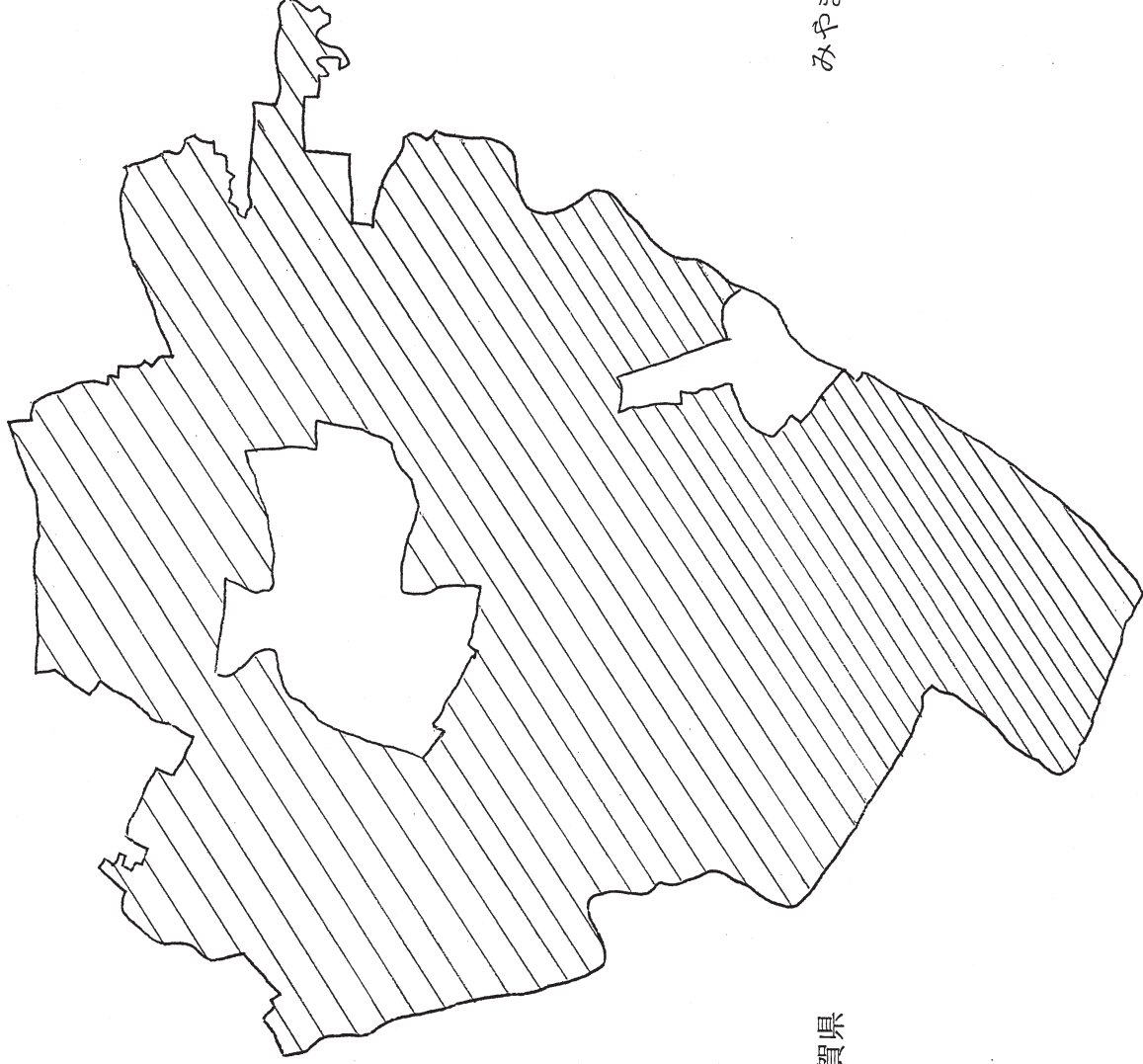
大川市

大木町

筑後市

佐賀県

みやま市



|    |           |   |
|----|-----------|---|
| 凡例 | 行政区域      | ○ |
| 例  | 農業振興地域の区域 | ▨ |

福岡県告示第326号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、浮羽農業振興地域の区域（昭和59年11月福岡県告示第1683号）及び吉井農業振興地域の区域（昭和58年7月福岡県告示第1159号の2）を変更（統合）し、次のようにうきは農業振興地域とするので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農政部農業振興課及び福岡県朝倉農林事務所農政課に備え置いて縦覧に供する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻 生 渡

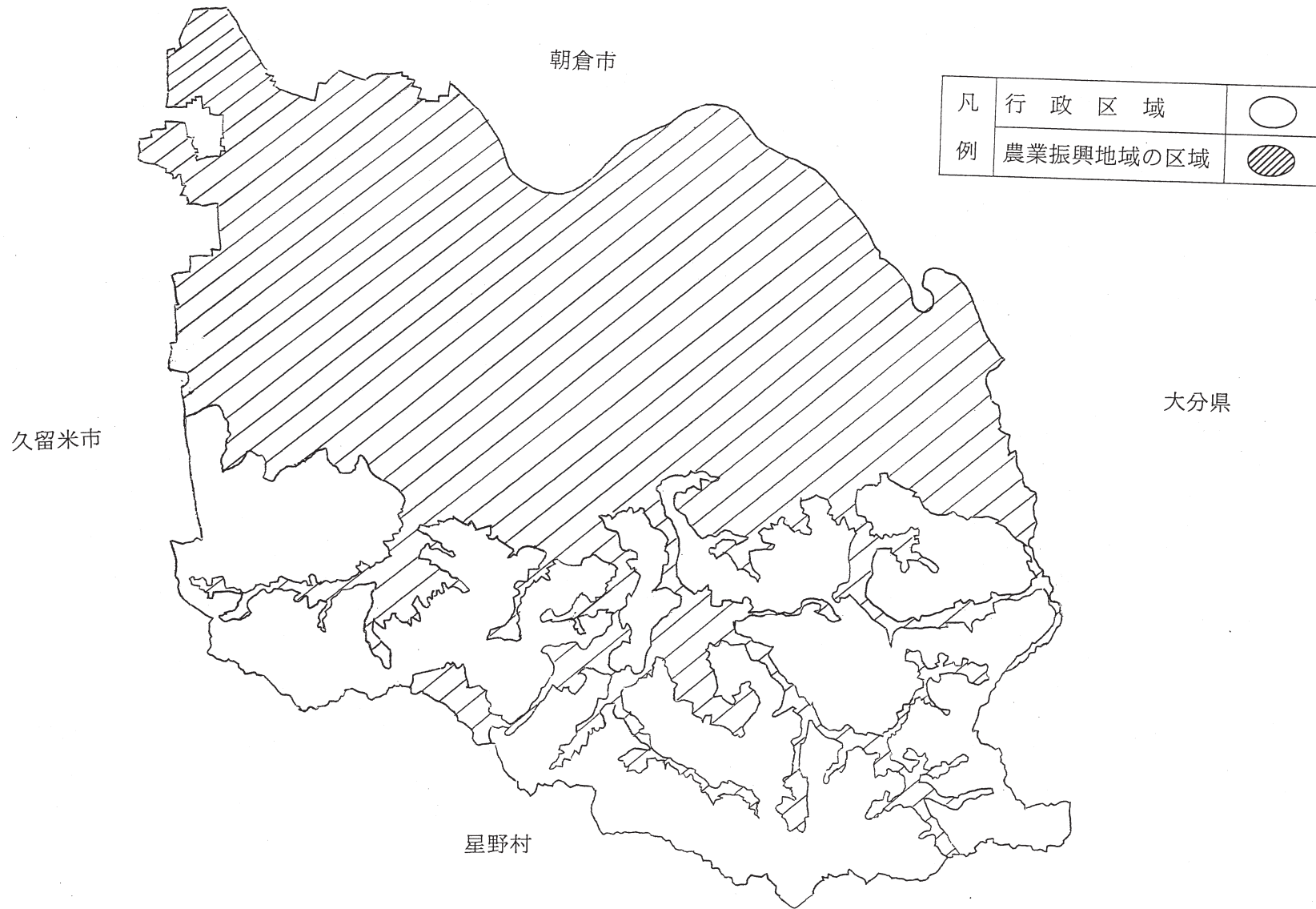
1 農業振興地域名

うきは地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

うきは農業振興地域の区域を表示した図面  
(うきは市)



大分県

朝倉市

久留米市

星野村

福岡県告示第327号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年2月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人北九州小規模連

(2) 代表者の氏名

岡崎 務

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区下上津役三丁目1番

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会に対して障害者および高齢者の自立を支援し福祉向上のための事業を行い、障害者を含め全ての住民が安心して暮らせるまちづくり推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第328号

三井郡床島堰土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
|     |     |

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 松 隈 保 雄 | 久留米市北野町陣屋518番地1 |
|---------|-----------------|

福岡県告示第329号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市小浜町116 - 3、116 - 9及び116 - 10

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市大字吉野1491 - 2

有限会社SUPERBEAT 代表取締役 奥田 慎也

公 告

公告

福岡県が発注する特定役務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

ア 名称

県全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

イ 数量

入札仕様書による。

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成21年3月31日まで

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年3月31日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が03 - 02（活版印刷）又は13 - 06（広告宣伝）で、「AA」の等級に格付されている者（事前に福岡県総務部総務事務センター調達班で等級の格付の確認をすること。）

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。

イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物（チラシ、ポスター等は含まない。）を継続して（1年間に2回以上）製作したことがあることとする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3102

## 5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

## 6 入札説明書の交付

## (1) 期間

平成20年2月29日（金）から平成20年3月21日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

## (2) 場所

4の部局とする。

## 7 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法

## (1) 提出場所

4の部局とする。

## (2) 受領期限

平成20年3月31日（月）午後5時00分

## (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

## 8 開札の場所及び日時

## (1) 場所

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎701会議室（7階）

## (2) 日時

平成20年4月1日（火）午前10時00分

## 9 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

## 10 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（この号において「見積金額」とは、1部当たりの見積金額（消費税及

び地方消費税を含む。)に平成19年度の発行実績部数(1,015万3千部)を乗じて得た額とする。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合(同種・同規模の契約とは「印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。)

## (2) 契約保証金

契約金額(この号において「契約金額」とは、1部当たりの見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)に平成19年度の発行実績部数(1,015万3千部)を乗じて得た額とする。)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## 11 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、9により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が10の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 12 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生渡

### 1 落札に係る契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約

### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札者を決定した日

(1) 4の(1)から(2)まで、(4)から(13)まで及び(15)から(19)まで

平成20年1月23日

(2) 4の(3)及び(14)

平成20年1月29日

## 4 落札者の氏名及び住所、落札金額

|     | 件名         | 機種番号 | 落札者の氏名                  | 落札者の住所                | 落札金額(1枚(カウント)当たりの単価、税抜き) |
|-----|------------|------|-------------------------|-----------------------|--------------------------|
| (1) | 本庁・モノクロ    | A    | キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店 | 福岡県福岡市博多区美野島1丁目2番1号   | 1.00円                    |
|     |            | B    |                         |                       | 1.00円                    |
|     |            | C    |                         |                       | 0.71円                    |
|     |            | D    |                         |                       | 0.71円                    |
|     |            | E    |                         |                       | 0.71円                    |
| (2) | 福岡地区・モノクロ  | A    | 富士ゼロックス福岡株式会社           | 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目6番16号 | 1.28円                    |
|     |            | B    |                         |                       | 1.28円                    |
|     |            | C    |                         |                       | 1.28円                    |
|     |            | D    |                         |                       | 1.28円                    |
|     |            | E    |                         |                       | 1.28円                    |
| (3) | 北九州地区・モノクロ | A    | 富士ゼロックス北九州株式会社          | 福岡県北九州市小倉北区米町1丁目2番26号 | 1.34円                    |
|     |            | B    |                         |                       | 1.34円                    |
|     |            | C    |                         |                       | 1.34円                    |
|     |            | D    |                         |                       | 1.34円                    |
| (4) | 筑豊地区・モノクロ  | A    | リコー九州株式会社               | 福岡県福岡市博多区東比恵3丁目9番15号  | 1.35円                    |
|     |            | B    |                         |                       | 1.35円                    |
|     |            | C    |                         |                       | 1.35円                    |
|     |            | D    |                         |                       | 0.81円                    |
|     |            | E    |                         |                       | 0.87円                    |
| (5) | 筑後地区・モノクロ  | A    | リコー九州株式会社               | 福岡県福岡市博多区東比恵3丁目9番15号  | 1.29円                    |
|     |            | B    |                         |                       | 1.29円                    |
|     |            | C    |                         |                       | 1.29円                    |
|     |            | D    |                         |                       | 0.80円                    |

|      |            |                             |               |                       |                 |
|------|------------|-----------------------------|---------------|-----------------------|-----------------|
| (6)  | 本庁・カラー1    | F (モノクロ)<br>F (カラー)         | 富士ゼロックス福岡株式会社 | 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目6番16号 | 1.08円<br>8.12円  |
| (7)  | 本庁・カラー2    | G (モノクロ)<br>G (カラー)         | 富士ゼロックス福岡株式会社 | 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目6番16号 | 0.90円<br>7.40円  |
| (8)  | 本庁・カラー3    | H (モノクロ)<br>H (カラー)         | 富士ゼロックス福岡株式会社 | 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目6番16号 | 0.84円<br>9.51円  |
| (9)  | 福岡地区・カラー1  | F (モノクロ)<br>F (カラー)         | リコー九州株式会社     | 福岡県福岡市博多区東比恵3丁目9番15号  | 1.90円<br>14.10円 |
| (10) | 福岡地区・カラー2  | G (モノクロ)<br>G (カラー)         | 富士ゼロックス福岡株式会社 | 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目6番16号 | 1.00円<br>9.16円  |
| (11) | 福岡地区・カラー3  | H (モノクロ)<br>H (カラー)         | リコー九州株式会社     | 福岡県福岡市博多区東比恵3丁目9番15号  | 1.60円<br>6.00円  |
| (12) | 北九州地区・カラー1 | F - 1 (モノクロ)<br>F - 1 (カラー) | リコー九州株式会社     | 福岡県福岡市博多区東比恵3丁目9番15号  | 1.90円<br>7.00円  |
|      |            | F - 4 (モノクロ)<br>F - 4 (カラー) |               |                       | 1.50円<br>12.20円 |
|      |            | F - 7 (モノクロ)<br>F - 7 (カラー) |               |                       | 1.50円<br>6.30円  |
|      |            | F - 8 (モノクロ)<br>F - 8 (カラー) |               |                       | 2.20円<br>16.00円 |
| (13) | 北九州地区      | G - 4 (モノクロ)<br>G - 4 (カラー) | リコー九州株式会社     | 福岡県福岡市博多区東比恵3丁目9番15号  | 6.50円<br>6.60円  |

|      |                |                               |                                |                       |                 |
|------|----------------|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------|-----------------|
|      | ・カラー2          | G - 11 (モノクロ)<br>G - 11 (カラー) | リコー九州株式会社                      | 福岡県福岡市博多区東比恵3丁目9番15号  | 1.30円<br>6.10円  |
| (14) | 北九州地区<br>・カラー3 | H (モノクロ)<br>H (カラー)           | 富士ゼロックス北九州株式会社                 | 福岡県北九州市小倉北区米町1丁目2番26号 | 1.30円<br>15.00円 |
| (15) | 筑豊地区・<br>カラー1  | F (モノクロ)<br>F (カラー)           | リコー九州株式会社                      | 福岡県福岡市博多区東比恵3丁目9番15号  | 1.70円<br>8.40円  |
| (16) | 筑豊地区・<br>カラー2  | G (モノクロ)<br>G (カラー)           | リコー九州株式会社                      | 福岡県福岡市博多区東比恵3丁目9番15号  | 1.70円<br>7.60円  |
| (17) | 筑豊地区・<br>カラー3  | H (モノクロ)<br>H (カラー)           | コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社福岡直販事業部 | 福岡県福岡市博多区東比恵1丁目2番12号  | 3.25円<br>11.00円 |
| (18) | 筑後地区・<br>カラー1  | F (モノクロ)<br>F (カラー)           | 富士ゼロックス福岡株式会社                  | 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目6番16号 | 5.00円<br>20.00円 |
| (19) | 筑後地区・<br>カラー2  | G (モノクロ)<br>G (カラー)           | 富士ゼロックス福岡株式会社                  | 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目6番16号 | 1.64円<br>13.50円 |

## 5 契約の相手方を決定した手続

- (1) 4の(1)から(2)まで、(4)から(13)まで及び(15)から(19)まで  
一般競争入札
- (2) 4の(3)及び(14)  
随意契約

## 6 入札公告日

平成19年12月5日

## 7 随意契約を行った理由(4の(3)及び(14))

政府調達に関する協定第15条1(a)に該当

## 公告

都市計画に定められる対象事業の環境影響評価書を作成したため、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第40条第2項により読み替えて適用される同法第27条の規定により、次のとおり公告し、環境影響評価書、これを要約した書類及び同法第24条の書面を縦覧に供する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 都市計画決定権者の名称

福岡県

## 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

## (1) 名称

大川都市計画道路1・4・1号大牟田大川線

## (2) 種類

道路

## (3) 規模

約840m

## 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

大川市大字大野島字北乾角、東乾角、乾角村内、市右衛門分、ヲツマ分、直吉開及び惣吉開の各一部

## 4 関係地域の範囲

大川市

## 5 環境影響評価書の縦覧の場所、期間及び時間

## (1) 縦覧の場所

福岡県建築都市部都市計画課、大川市都市建設課及び国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所調査課

## (2) 縦覧の期間及び時間

平成20年2月29日から同年3月31日まで(ただし、福岡県の休日を含め、平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する休日を除く。)、午前8時30分から午後5時まで



## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のように公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定したので、同条第6項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

| 認定申請者氏名                  | 公告対象区域                             | 認定番号 | 認定年月日          | 公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所 |
|--------------------------|------------------------------------|------|----------------|---------------------|
| サンライフ団地管理組合 理事長<br>八島 勝麿 | 糟屋郡粕屋町大字内橋字<br>ヨベタ197 - 1番の外4<br>筆 | 第4号  | 平成18年<br>6月26日 | 福岡土木事務所             |

## 公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

| 申請種別 | 申請者氏名 | 道路の位置  | 道路の延長(m) | 認定番号   | 認定年月日           |
|------|-------|--|----------|--------|-----------------|
| 全部廃止 | 泉 伸二  | 糟屋郡宇美町桜原1丁目4868 - 35の一部  | 59.50    | 福土 - 1 | 平成18年<br>7月14日  |
| 全部廃止 | 柳 正司  | 糟屋郡粕屋町大字仲原2742 - 6   | 35.00    | 福土 - 2 | 平成18年<br>10月11日 |
| 全部廃止 | 大和 藤生 | 古賀市今の庄3丁目193番6、<br>194番6、194番7、212番8、<br>2508番2の一部、今在家508<br>番3の一部 | 13.89    | 福土 - 3 | 平成19年<br>2月2日   |

|      |                        |                                  |       |        |                |
|------|------------------------|----------------------------------|-------|--------|----------------|
| 全部廃止 | 株式会社福岡技建工業 代表取締役 迫野 譲二 | 糟屋郡志免町南里3丁目559番5                 | 24.00 | 福土 - 4 | 平成19年<br>2月5日  |
| 変更   | 安達建設株式会社 代表取締役 安達 輝史   | 筑後市大字熊野字金屋口1055 - 5、1055 - 22の一部 | 17.00 | 久土 - 1 | 平成19年<br>2月23日 |

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻生 渡

| 申請者氏名                    | 道路の位置   | 道路の延長(m) | 認定番号   | 指定年月日          |
|--------------------------|---|----------|--------|----------------|
| 蒲池 博嗣                    | 八女郡広川町大字新代字西屋敷<br>1972 - 1の一部他3筆  | 45.00    | 久土 - 1 | 平成18年<br>4月5日  |
| 西日本鉄道株式会社<br>代表取締役 長尾 亜夫 | 遠賀郡芦屋町幸町2516 - 6  | 51.10    | 北土 - 1 | 平成18年<br>4月5日  |
| 竹末 裕行                    | 春日市須玖南4丁目4 - 2、12 - 2、<br>13 - 2、15 - 2、26 - 2、里道26 - 2<br>先から15 - 2先まで | 34.50    | 那土 - 1 | 平成18年<br>4月12日 |
| 吉岡 浩二                    | 田川市大字夏吉字千手町1884 - 1   | 47.34    | 飯土 - 1 | 平成18年<br>4月17日 |
| 有限会社協同ハウジング 代表取締役 松岡 雷蔵  | 飯塚市菰田西三丁目223番1、219<br>番6の内、223番14、223番19                                | 54.67    | 飯土 - 2 | 平成18年<br>4月20日 |
| 日隈 勝巳                    | 直方市大字頓野字縄手下3908番1   | 21.00    | 飯土 - 4 | 平成18年<br>4月26日 |

|                         |  |       |        |                |
|-------------------------|--|-------|--------|----------------|
| 有限会社実藤ハウジング 代表取締役 實藤 義春 | 飯塚市平垣字案内390 - 8  | 35.31 | 飯土 - 3 | 平成18年<br>4月27日 |
| 株式会社富士不動産 代表取締役 青木 豊    | 糟屋郡宇美町光正寺1丁目4457番4の一部、4457番5、4457番9                        | 34.00 | 福土 - 1 | 平成18年<br>4月28日 |
| 有限会社白石木材 代表取締役 白石 義次    | 糟屋郡須恵町大字須恵字火焼342番1   | 34.60 | 福土 - 2 | 平成18年<br>5月9日  |
| タカスギホーム株式会社 代表取締役 福岡 満雄 | 八女市大字蒲原字蒲原町44番1  | 32.35 | 久土 - 2 | 平成18年<br>5月9日  |
| 中願寺 博智                  | 三井郡大刀洗町大字本郷字柿添37 - 9、37 - 12、38 - 5、38 - 8、38 - 12、38 - 14 | 72.00 | 久土 - 3 | 平成18年<br>5月15日 |
| 牛島 由美、牛島 哲次             | 嘉麻市山野字筆ヶ花316番地3  | 54.35 | 飯土 - 5 | 平成18年<br>5月31日 |
| 永松 三夫                   | 筑後市大字徳久字中牟田258番3、258番4、261番1、267番1、水路の一部、里道の一部             | 76.26 | 久土 - 4 | 平成18年<br>5月31日 |
| 有限会社行橋豊栄不動産 代表取締役 夕田 宣功 | 行橋市大字金屋字新南口234番2、226番4の一部(水路)                              | 52.66 | 北土 - 2 | 平成18年<br>6月1日  |
| 悠悠ホーム株式会社 代表取締役 内山 敏幸   | 春日市春日2丁目121番6  | 25.69 | 那土 - 2 | 平成18年<br>6月13日 |
| 下川 良彰                   | 筑後市大字水田字山ノ下1338番3、1339番2、1354番2、1355番3、1355番7              | 42.65 | 久土 - 5 | 平成18年<br>6月14日 |
| 小中不動産 小中 一弘             | 築上郡吉富町大字幸子573番地1   | 50.10 | 北土 - 3 | 平成18年<br>6月16日 |
| 中願寺 博智                  | 三井郡大刀洗町大字本郷字柿添35 - 3、37 - 10                               | 13.30 | 久土 - 6 | 平成18年<br>6月19日 |
| 新和建設有限会社 代表取締役 古賀 義則    | 柳川市下宮永町字清三郎分639番1  | 36.48 | 久土 - 7 | 平成18年<br>6月20日 |

|                          |   |               |         |                |
|--------------------------|---|---------------|---------|----------------|
| ニューシティ開発有限会社 代表取締役 松屋 愛子 | 豊前市大字八屋1800番1   | 82.50         | 北土 - 4  | 平成18年<br>6月29日 |
| 株式会社アスト 代表取締役 草場 春次      | 筑紫郡那珂川町片縄西4丁目1117番54  | 4.10          | 那土 - 3  | 平成18年<br>7月10日 |
| 株式会社小笠原 代表取締役 小笠原 正博     | 春日市若葉台東4丁目46番1、46番6、46番7、   | 20.23         | 那土 - 4  | 平成18年<br>7月24日 |
| 阿部 律子                    | 遠賀郡岡垣町吉木東1丁目1112 - 5、他9筆  | 133.50        | 北土 - 5  | 平成18年<br>7月31日 |
| 門倉 幸子                    | 築上郡吉富町大字楡生58番3  | 55.80         | 北土 - 6  | 平成18年<br>8月4日  |
| 靄 勝弘                     | 筑後市大字長浜字牟田々2296番4、2296地先水路、2046 - 2、2045 - 2の一部                     | 45.84         | 久土 - 8  | 平成18年<br>8月8日  |
| 田中 義輝                    | 八女郡広川町大字六田字三井原21番1  | 42.25         | 久土 - 9  | 平成18年<br>8月18日 |
| 株式会社智建ホーム 代表取締役 泊岩 智     | 春日市春日7丁目73番1  | 31.40         | 那土 - 5  | 平成18年<br>8月23日 |
| 株式会社ライブワン 代表取締役 久保 憲一    | 田川市大字伊田字散便ヶ迫1484番地1、1484番地8、1484番地10、1485番地1、1485番地4、1485番地9        | 25.48         | 飯土 - 6  | 平成18年<br>8月23日 |
| 株式会社矢野建設 代表取締役 矢野 和則     | 春日市桜ヶ丘6丁目11番2   | 29.18<br>5.32 | 那土 - 6  | 平成18年<br>8月25日 |
| 有限会社筑後ハウス 代表取締役 室園 淳     | 筑後市大字前津字車路744 - 6   | 35.30         | 久土 - 11 | 平成18年<br>9月7日  |
| 松竹 和則                    | 筑後市大字前津1433 - 12、849 - 12、845 - 4、849 - 13、849 - 8、845 - 6、847 - 10 | 59.79         | 久土 - 12 | 平成18年<br>9月11日 |
| 靄 英典                     | 筑後市大字長浜字下八ノ久保524 - 9、533 - 3、534、535 - 10、535 - 2、535 - 9           | 18.06         | 久土 - 10 | 平成18年<br>9月12日 |
| 開発土木株式会社 代表取締役 橋上 秀治     | 大野城市横峰2丁目1265 - 6   | 20.00         | 那土 - 8  | 平成18年<br>9月19日 |

|                                    |   |       |         |                 |
|------------------------------------|---|-------|---------|-----------------|
| 早川 義基                              | 宮若市鶴田字舞鶴1130 - 4  | 43.60 | 飯土 - 7  | 平成18年<br>9月20日  |
| 株式会社アスカ住宅<br>代表取締役 竹下 隆平           | 筑紫野市上古賀3丁目134 - 1、<br>135 - 4、135 - 3の一部、水路占<br>有の部分                        | 25.12 | 那土 - 7  | 平成18年<br>10月2日  |
| ダイセンビルディング<br>株式会社 代表取締役<br>大川 義廣  | 糟屋郡粕屋町大字内橋字口ノ坪<br>289番4、289番6、289番5、水<br>路の一部                               | 28.86 | 福土 - 3  | 平成18年<br>10月3日  |
| 有限会社杉本建設 代<br>表取締役 杉本 みど<br>り      | 田川郡添田町大字庄字七田2253 -<br>2   | 31.50 | 飯土 - 8  | 平成18年<br>10月3日  |
| 未来建設株式会社 代<br>表取締役 本村 重利           | 柳川市三橋町吉開字ハタテ746 -<br>5  | 79.50 | 久土 - 13 | 平成18年<br>10月5日  |
| 有限会社あさひ不動産<br>代表取締役 津村<br>彰        | 柳川市西浜武字下縫道486番9   | 36.41 | 久土 - 14 | 平成18年<br>10月11日 |
| 宇部興産株式会社 代<br>表取締役 田村 浩章           | 京都郡苅田町大字堤字北ノ園3289<br>番5   | 31.02 | 北土 - 7  | 平成18年<br>10月12日 |
| 未来建設株式会社 代<br>表取締役 本村 重利           | 筑後市大字西牟田字野中5904 - 5、<br>5904 - 9  | 86.75 | 久土 - 15 | 平成18年<br>10月19日 |
| 株式会社FAVORITE<br>HOME 代表取締役<br>今村 宏 | 筑紫郡那珂川町片縄東1丁目585<br>番12、585番15、585番20                                       | 34.17 | 那土 - 9  | 平成18年<br>10月20日 |
| 株式会社シティハウス<br>代表取締役 田中<br>千代喜      | 筑後市大字西牟田字小次郎丸3796<br>番11  | 73.08 | 久土 - 16 | 平成18年<br>10月20日 |
| 橋本 東太                              | 筑後市大字山ノ井字屋鋪地南1136<br>番8、1136番11、1136番14、1136<br>番16、字河原田4番8、里道の一部<br>、水路の一部 | 72.26 | 久土 - 17 | 平成18年<br>10月20日 |
| 株式会社明善住宅 代<br>表取締役 岩松 勝利           | 行橋市行事七丁目590番10、590番<br>11、590番12、590番10の地先<br>里道の内、590番10の地先 水路<br>の内       | 57.27 | 北土 - 8  | 平成18年<br>10月25日 |

|                                    |   |       |         |                 |
|------------------------------------|---|-------|---------|-----------------|
| 有限会社行橋豊栄不動<br>産 代表取締役 夕田<br>宜功     | 行橋市泉中央八丁目575番4、590<br>番3、590番6  | 77.65 | 北土 - 9  | 平成18年<br>10月27日 |
| 山田 秀一                              | 糟屋郡粕屋町大字仲原字ヒラキ<br>768 - 11、767 - 5、770 - 6                              | 24.74 | 福土 - 4  | 平成18年<br>10月31日 |
| 株式会社アスト 代表<br>取締役 草場 春次            | 大野城市若草2丁目1765番10  | 16.67 | 那土 - 10 | 平成18年<br>11月6日  |
| 株式会社サンエイ 代<br>表取締役 村上 英明           | 行橋市東大橋二丁目2155 - 1   | 67.35 | 北土 - 10 | 平成18年<br>11月10日 |
| 松藤 政義                              | 柳川市大和町中島字薩摩堀1452 -<br>3   | 51.20 | 久土 - 18 | 平成18年<br>11月13日 |
| 岩永 美秋                              | 筑後市大字富久字永長833番6   | 68.22 | 久土 - 19 | 平成18年<br>11月13日 |
| 有限会社不動産ショッ<br>プROOM 代表取締役<br>平島 秀一 | 筑後市大字熊野1066 - 1、1066 -<br>3、1066 - 4                                    | 54.04 | 久土 - 20 | 平成18年<br>11月20日 |
| 岡松 達子                              | 飯塚市弁分字中村491 - 4、491 -<br>5、492 - 4、492 - 2、581 - 7<br>の一部、709の一部、803の一部 | 56.83 | 飯土 - 9  | 平成18年<br>11月27日 |
| 中川 泰征                              | 直方市大字上頓野字敏分4822 - 7<br>他2筆  | 31.36 | 飯土 - 10 | 平成18年<br>12月1日  |
| 安達建設株式会社 代<br>表取締役 安達 輝史           | 筑後市大字熊野字金屋口1062 - 4   | 43.30 | 久土 - 21 | 平成18年<br>12月7日  |
| 増田 吉弘                              | 大川市大字三丸字北池ノ上482番<br>1、字中広木408番1   | 73.52 | 久土 - 22 | 平成18年<br>12月7日  |
| 株式会社イエス1 代<br>表取締役 青木 妙子           | 糟屋郡須恵町大字須恵字松ヶ浦<br>136番19  | 49.63 | 福土 - 5  | 平成18年<br>12月8日  |
| 株式会社勢門製材所<br>代表取締役 伊勢田<br>吉彦       | 糟屋郡篠栗町大字篠栗4391 - 4  | 30.00 | 福土 - 6  | 平成18年<br>12月8日  |

|                                |   |        |         |                 |
|--------------------------------|---|--------|---------|-----------------|
| 小川 陽一                          | 飯塚市伊岐須字飛熊620 - 3、620 - 4、621 - 8、621 - 9、621 - 10、字沼ヶ谷651 - 3、652 - 1、652 - 5 | 18.67  | 飯土 - 11 | 平成18年<br>12月14日 |
| 株式会社住研ホーム<br>代表取締役 吉村 博孝       | 京都郡苅田町大字尾倉字楠木3261 - 4、3262 - 1、3262 - 5                                       | 52.35  | 北土 - 11 | 平成18年<br>12月15日 |
| 永大相互住宅株式会社<br>代表取締役 斉藤 雅治      | 行橋市大字津留字前川42番3他6筆   | 74.30  | 北土 - 12 | 平成18年<br>12月20日 |
| 株式会社アスト 代表<br>取締役 草場 春次        | 福津市西福間一丁目4958番4   | 32.72  | 福土 - 7  | 平成18年<br>12月21日 |
| 石堂 秀明                          | 豊前市大字三毛門710番1その他1筆  | 123.17 | 北土 - 13 | 平成18年<br>12月28日 |
| 株式会社七福商事 代<br>表取締役 湯淺 季績       | 八女郡広川町大字日吉1164 - 83、1164 - 83地先道路の一部・水路の一部、字唐ノ尾1415 - 4                       | 30.50  | 久土 - 23 | 平成18年<br>12月28日 |
| 田中 伸幸                          | 柳川市大和町鷹ノ尾字枇杷園532番13   | 34.00  | 久土 - 24 | 平成19年<br>1月16日  |
| 株式会社アスト 代表<br>取締役 草場 春次        | 朝倉郡筑前町二字町浦159番1、水路の一部   | 22.12  | 那土 - 11 | 平成19年<br>1月19日  |
| 岡松 直照                          | 飯塚市弁分字門ノ町13 - 2   | 28.51  | 飯土 - 12 | 平成19年<br>1月19日  |
| 有限会社住マイル不動<br>産 代表取締役 田中<br>富雄 | 飯塚市太郎丸字大ブケ1254番9  | 57.65  | 飯土 - 13 | 平成19年<br>1月19日  |
| 福山 京美                          | 京都郡みやこ町国作594 - 1、594 - 2の一部、595 - 2の一部  | 45.22  | 北土 - 15 | 平成19年<br>2月1日   |
| 住創株式会社 代表取<br>締役 上田 雅宏         | 糟屋郡須恵町大字上須恵字名引1150 - 1、水路の一部  | 64.39  | 福土 - 8  | 平成19年<br>2月6日   |
| 吉竹 貢                           | 行橋市西泉三丁目1784番2、1787番3、1787番4  | 44.95  | 北土 - 16 | 平成19年<br>2月6日   |
| 吉永 直                           | 行橋市西泉5丁目642 - 1、642 - 5、642 - 6   | 95.44  | 北土 - 14 | 平成19年<br>2月8日   |

|                                      |   |        |         |                |
|--------------------------------------|---|--------|---------|----------------|
| アシスト・ハクユウ不<br>動産株式会社 代表取<br>締役 伊藤 博文 | 豊前市大字堀立592番1、592番3、592番8                              | 62.94  | 北土 - 17 | 平成19年<br>2月19日 |
| 安達建設株式会社 代<br>表取締役 安達 輝史             | 筑後市大字熊野字金屋口1055 - 13、1055 - 22の一部、1056 - 10、1056 - 12 | 54.10  | 久土 - 25 | 平成19年<br>2月23日 |
| 有限会社協同ハウジン<br>グ 代表取締役 松岡<br>雷蔵       | 飯塚市川島653番2の内、653番4、1573番1の内、634番14、634番15             | 82.10  | 飯土 - 14 | 平成19年<br>2月23日 |
| タカスギホーム株式会<br>社 代表取締役 福岡<br>満雄       | 飯塚市潤野字寺田852 - 7、853 - 6                               | 85.54  | 飯土 - 15 | 平成19年<br>2月27日 |
| 原田 辰也                                | 飯塚市川島字鶴田705番2   | 12.85  | 飯土 - 16 | 平成19年<br>2月27日 |
| 秋山 幸夫                                | 京都郡みやこ町豊津字ガランダ947の10                                  | 40.33  | 北土 - 18 | 平成19年<br>3月1日  |
| 香野 善道                                | 大野城市山田1丁目545 - 2、他2筆                                  | 22.587 | 那土 - 12 | 平成19年<br>3月8日  |
| 増田 吉弘                                | 大川市大字北古賀字神ノ前20番3                                      | 33.20  | 久土 - 26 | 平成19年<br>3月14日 |
| 株式会社ライブワン<br>代表取締役 久保 憲<br>一         | 飯塚市勢田字中村730番8   | 16.60  | 飯土 - 17 | 平成19年<br>3月15日 |
| 株式会社サンエイ 代<br>表取締役 村上 英明             | 行橋市大橋二丁目526 - 4、526 - 14                              | 73.90  | 北土 - 19 | 平成19年<br>3月29日 |

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成20年2月15日

## 2 処分を受けた者の商号等

| 商号       | 主たる営業所の所在地              | 代表者の氏名 | 許可番号                                       |
|----------|-------------------------|--------|--|
| 丸吉産業株式会社 | 直方市大字上頓野字笹尾<br>2247 - 1 | 上田 清隆  | 平成19年2月14日<br>福岡県知事許可(特・般 - 18)<br>第57226号 |

## 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

## (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

## (2) 停止期間

平成20年2月29日から平成20年3月14日までの15日間

## 4 処分の原因となった事実

丸吉産業(株)は、平成19年3月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき設定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは建設業法第28条第1項第2号に該当する。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 処分をした年月日

平成20年2月20日

## 2 処分を受けた者の商号等

| 商号     | 主たる営業所の所在地           | 代表者の氏名 | 許可番号                                    |
|--------|----------------------|--------|---|
| 株式会社躍進 | みやま市瀬高町下庄1990 -<br>1 | 樺島 孝文  | 平成16年6月7日<br>福岡県知事許可(般 - 16)<br>第99043号 |

## 3 処分の内容

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

## 4 処分の原因となった事実

株式会社躍進の代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）の罪を犯したことにより、罰金30万円の略式命令を受け、平成19年12月13日に刑が確定していることが判明した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています